

令和3年

第19回教育委員会会議

報告第7号

秋田県教育委員会

## 報告第7号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和3年11月25日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

# 報告第 7 号参考資料

## 専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和3年11月17日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和3年11月16日付け財-196により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和3年度秋田県一般会計補正予算(第7号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 公の施設の指定管理者の指定について(秋田県自然体験活動センター)
- 5 交通事故に係る和解について

財 ــــــــ 196  
令和3年11月16日

秋田県教育委員会  
教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

意見の聴取について（照会）

令和3年秋田県議会第2回定例会（12月議会）に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取し、11月17日（水）まで回答してください。

- 1 令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）（教育委員会に関する事項）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 公の施設の指定管理者の指定について（秋田県自然体験活動センター）
- 5 交通事故に係る和解について

担 当：総務部財政課  
予算第三班 斉藤（司）  
電 話：018-860-1105

教総————— 2 1 5 6

令和3年11月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和3年11月16日付け財-196で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

政策企画・広報班 石塚

内線 5 1 1 2

## 令和3年度12月補正予算の概要

### 1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 9 7 億	4 2 1 万	3 千円
今 回 補 正 額	△ 1 2 億	2, 5 9 1 万	2 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 8 4 億	7, 8 3 0 万	1 千円

### 2 補正予算の内容

(単位:千円)

#### (1) 総務課

私立高等学校学習環境改善事業 6, 201  
 私立高等学校のトイレの洋式化等に対する支援に要する経費の増額。 (⊖6, 201)

- ・事業内容 トイレの洋式化・自動水栓化に係る改修費用に対し助成する。  
 補助率 1 / 2 又は 1 / 3 (※国庫補助を受ける場合)

#### (2) 教職員給与課

##### 給与費

現員現給及び人事委員会勧告による職員手当等の減額により給与費を補正する。

・ 教 育 総 務 費	△ 14, 453	(⊖△14, 453)			
・ 小 学 校 費	△ 678, 838	(国△187, 280	議△1, 884	⊖△489, 674)	
・ 中 学 校 費	△ 490, 725	(国△129, 576	議△ 411	⊖△360, 738)	
・ 高 等 学 校 費	3, 826	(議△ 812	⊖ 4, 638)		
・ 特別支援学校費	△ 130, 480	(国△ 22, 291	議△ 213	⊖△107, 976)	
・ 社 会 教 育 費	△ 2, 233	(議△ 101	⊖△2, 132)		
・ 保 健 体 育 費	△ 2, 064	(⊖△ 2, 064)			
合 計	△ 1, 314, 967	(国△339, 147	議△3, 421	⊖△972, 399)	

#### (3) 高校教育課

e-AKITA ICT学び推進プラン事業 65, 615  
(⊖65, 615)

大容量の通信ネットワーク及び、1人1台端末をさらに効果的に活用するため、  
 県立学校の特別教室や職員室等にWi-Fiを整備する。

- ・事業内容 整備対象校 高等学校49校、特別支援学校14校 計63校  
 拡張エリア 特別教室(理科室、音楽室等)、職員室

#### (4) 特別支援教育課

教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業 4, 397  
(国4, 397)

障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための入出力  
 支援装置を整備する。

- ・事業内容 点字ディスプレイ、音声読み上げソフト、視線入力装置、点字文書  
 作成ソフト、ボタンマウス等の整備。

(5) 生涯学習課

社会教育施設における感染症対策事業

12,842

(⊖ 12,842)

社会教育施設において、W i - F i 及び必要な備品等を整備する。

- ・事業内容 各施設と利用者等を結んだ情報発信や、各施設内における情報を即時に来館者に伝達するため、W i - F i の整備やデジタルサイネージ等を整備する。

(6) 債務負担行為補正

①統合型校務支援システム導入等推進事業 (期間 令和4年度 限度額 228,736千円)

教育の質の向上や教員の働き方改革を図るため、県立学校の教務、保健、学籍等の業務を効率化するためのシステム導入等の経費の限度額を設定する。

②教育委員会 I T 化推進事業 (期間 令和4年度 限度額 18,920千円)

地方公務員等共済組合法の一部改正に対応し、給与計算や掛金控除などの必要な事務処理が行えるよう、教育委員会の小中学校給与支払システムを改修するための経費について、限度額を設定する。

③ミュージアム活性化事業 (期間 令和4年度 限度額 35,290千円)

県立美術館、近代美術館及び県立博物館において開催する特別展の経費の限度額を設定する。

・県立美術館

川瀬巴水展 (令和4年4月～7月)

新世界「透明標本」展 (令和4年7月～8月)

藤田嗣治 子どもへのまなざし展 (令和4年9月～11月)

画家・岸田劉生の軌跡展 (令和4年11月～令和5年1月)

・近代美術館

日本画家・堀文子展 (令和4年4月～7月)

サントリー美術館展 (令和4年7月～9月)

魅惑の江戸絵画～秋田蘭画展 (令和4年9月～11月)

・県立博物館

「大恐竜博」秋田 (令和4年7月～8月)

(7) 継続費補正

①鹿角小坂地区統合校整備事業

3,711,180

(⊕ 155,724 ⊖ 3,199,800 ⊖ 355,656)

鹿角小坂地区の3校(花輪高等学校、十和田高等学校、小坂高等学校)を統合し、花輪高等学校の現校舎棟等を活用して整備する。

総 額	年 度	年 割 額
3,711,180	令和3年度	0
	令和4年度	1,152,783
	令和5年度	2,384,804
	令和6年度	173,593



②比内支援学校整備事業（建築工事分）

248,173

(債) 199,000 (一) 49,173)

工事単価の上昇や豪雪の影響による工期延長等に伴い、総事業費を増額するとともに継続費の期間を延長する。

(変更前)			(変更後)		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2,952,901	平成30年度	401,468	3,201,074	平成30年度	401,468
	令和元年度	1,454,597		令和元年度	1,454,597
	令和2年度	381,828		令和2年度	381,828
	令和3年度	628,265		令和3年度	628,265
	令和4年度	86,743		令和4年度	281,534
				令和5年度	53,382

④ 国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
⑤ 諸 収 入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
⑥ 県 債	
⑦ 一 般 財 源	

### 3 補正予算を除く12月議会提出予定案件

#### (1) 条例案

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案  
人事委員会の議会及び知事に対する給与に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の額を改定する必要がある。
- ・教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案  
一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

#### (2) 公の施設の指定管理者の指定

- ・秋田県自然体験活動センター  
指定管理団体 八峰町  
指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

#### (3) 交通事故に係る和解

公用車による交通事故 令和3年9月12日 大館市で発生

## 令和3年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,932,432	6,201	1,938,633
総務課施設整備室	5,512,777		5,512,777
教職員給与課	85,538,242	△1,314,967	84,223,275
幼保推進課	6,954,942		6,954,942
義務教育課	991,243		991,243
高校教育課	5,402,075	65,615	5,467,690
特別支援教育課	1,072,848	4,397	1,077,245
生涯学習課	857,141	12,842	869,983
生涯学習課文化財保護室	470,919		470,919
保健体育課	558,104		558,104
福利課	413,490		413,490
歳 出 合 計	109,704,213	△1,225,912	108,478,301

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,476,239	0	6,476,239
	2 児童福祉費	6,476,239		6,476,239
10 教育費		103,217,974	△1,225,912	101,992,062
	1 教育総務費	16,971,285	△8,252	16,963,033
	2 小学校費	27,239,780	△678,838	26,560,942
	3 中学校費	19,472,055	△490,725	18,981,330
	4 高等学校費	25,869,819	69,441	25,939,260
	5 特別支援学校費	10,348,229	△126,083	10,222,146
	6 社会教育費	2,681,245	10,609	2,691,854
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		109,704,213	△1,225,912	108,478,301

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	87,936,873	△1,314,967	86,621,906
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,790,830	82,854	4,873,684
その他行政経費	扶助費 就学奨励費、奨学のための給付金等	2,536,811		2,536,811
	補助費等 市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	9,006,239	6,201	9,012,440
	積立金 基金会計への積立金	14		14
	貸付金 貸付金	504		504
	小計		11,543,568	6,201
維持補修費	県有施設(教育機関、県立学校等)の維持補修費	142,313		142,313
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	1,219,642		1,219,642
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	4,060,987		4,060,987
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		109,704,213	△1,225,912	108,478,301

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		6,201		6,201	
	1		教育総務費		6,201		6,201	
		5	教育助成費		6,201		6,201	
			教育助成費	01 私立高等学校学習環境改善事業	6,201		6,201	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費
合計					6,201		6,201	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△1,314,967	国 諸 計 △339,147 △3,421 △342,568	△972,399	
	1		教育総務費		△14,453		△14,453	
		2	事務局費		△14,453		△14,453	
			給与費	01 給与費	△14,453		△14,453	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △3,771 2. 職員手当等 △10,682
	2		小学校費		△678,838	国 諸 計 △187,280 △1,884 △189,164	△489,674	
		1	教職員費		△678,838	国 諸 計 △187,280 △1,884 △189,164	△489,674	
			給与費	01 給与費	△567,634	国 諸 計 △187,280 △1,884 △189,164	△378,470	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △67,141 2. 職員手当等 △408,072 3. 共 済 費 △92,421
				02 少人数学習推進事業	△111,204		△111,204	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △57,859 2. 職員手当等 △28,766 3. 共 済 費 △24,579
	3		中学校費		△490,725	国 諸 計 △129,576 △411 △129,987	△360,738	
		1	教職員費		△490,725	国 諸 計 △129,576 △411 △129,987	△360,738	
			給与費	01 給与費	△536,035	国 諸 計 △129,576 △411 △129,987	△406,048	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △189,774 2. 職員手当等 △240,319 3. 共 済 費 △105,942
				02 少人数学習推進事業	45,310		45,310	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 29,774 2. 職員手当等 11,594 3. 共 済 費 3,942
	4		高等学校費		3,826	諸 △812	4,638	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
		1	高等学校総務費		3,826	諸	△812	4,638	
			給与費	01 給与費	△7,155	諸	△812	△6,343	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 126,513 2. 職員手当等 △99,462 3. 共 済 費 △34,206
				02 少人数学習推進事業	10,981			10,981	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 6,487 2. 職員手当等 2,788 3. 共 済 費 1,706
	5		特別支援学校費		△130,480	国 諸 計	△22,291 △213 △22,504	△107,976	
		1	特別支援学校総務費		△130,480	国 諸 計	△22,291 △213 △22,504	△107,976	
			給与費	01 給与費	△130,480	国 諸 計	△22,291 △213 △22,504	△107,976	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △60,000 2. 職員手当等 △50,480 3. 共 済 費 △20,000
	6		社会教育費		△2,233	諸	△101	△2,132	
		1	社会教育総務費		△2,233	諸	△101	△2,132	
			給与費	01 給与費	△2,233	諸	△101	△2,132	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 5,000 2. 職員手当等 △4,433 3. 共 済 費 △2,800
	7		保健体育費		△2,064			△2,064	
		1	保健体育総務費		△2,064			△2,064	
			給与費	01 給与費	△2,064			△2,064	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △500 2. 職員手当等 △1,064 3. 共 済 費 △500
合計					△1,314,967	国 諸 計	△339,147 △3,421 △342,568	△972,399	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		65,615		65,615	
	4		高等学校費		65,615		65,615	
		3	教育振興費		65,615		65,615	
			教育振興費	01 e-AKITA ICT学び推進プラン事業	65,615		65,615	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費
合計					65,615		65,615	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		4,397	国	4,397	
	5		特別支援学 校費		4,397	国	4,397	
		2	特別支援学 校管理費		4,397	国	4,397	
			特別支援学 校運営費	01 教育的ニーズに応じた特別支 援学校施設等整備事業	4,397	国	4,397	情報機器端末の入出力支 援装置整備に要する経費
合計					4,397	国	4,397	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		12,842		12,842	
	6		社会教育費		12,842		12,842	
		1	社会教育総務費		12,842		12,842	
			指導体制充実費	01 社会教育施設における感染症対策事業	12,842		12,842	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費
合計					12,842		12,842	



## 議案第二百六号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十一・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に改める。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十五」に改める。

附則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

令和三年十一月二十五日提出

秋田県知事 佐竹 敬久

理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは、「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4 5 7 略</p>	<p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4 5 7 略</p>
<p>市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第二条による改正）</p> <p>新</p> <p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは、「百分の六十五」とする。</p> <p>4 5 7 略</p>	<p>旧</p> <p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは、「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4 5 7 略</p>

## 議案第二百七号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百六十」を「百分の百五十」に改める。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

令和三年十一月二十五日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（期末手当）                  第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。                  この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p> <p>3～5 略</p>
旧	<p>（期末手当）                  第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。                  この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。</p> <p>3～5 略</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>（期末手当）                  第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。                  この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。</p> <p>3～5 略</p>
旧	<p>（期末手当）                  第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。                  この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p> <p>3～5 略</p>

議案第二百十六号

公の施設の指定管理者の指定について

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十七年秋田県条例第三号）第六条の規定により、次の団体を秋田県自然体験活動センターの指定管理者として指定する。

一 指定管理者となる団体の所在地及び名称

山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田百十八番地

八峰町

町長 森田 新一郎

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和三年十一月二十五日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

秋田県自然体験活動センターの指定管理者の指定については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第二百十七号

交通事故に係る和解について

令和三年九月十二日大館市東地内において発生した交通事故について、次のとおり和解するものとする。

記

一 相手方の住所及び氏名

二 和解に至る経緯

県は、交通事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解しようとするものである。

三 和解の内容

(一) 相手方は、県に対し、前記交通事故の損害賠償金として、金八万壱千七百九拾弍円を支払う。

(二) 県は、本件事故に関し、(一)以外のすべての請求権を放棄する。

令和三年十一月二十五日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

交通事故に係る和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。